



(5) 軽自動車税種別割の免除

対象となる軽自動車			
次に該当する場合は、1台に限り、軽自動車税種別割が全額免除されます。(ただし、自動車税種別割が減免されている場合は適用されません)			
1、身体に障がい(しょうがい)を有し歩行(ゆこう)が困難(こんなん)なかつた、または精神(せいしん)に障がい(しょうがい)を有し歩行(ゆこう)が困難(こんなん)なかつたが所有(しよゆう)する軽自動車			
2、身体に障がい(しょうがい)を有するかたで18歳(さい)未満(みまん)のかた、または精神(せいしん)に障がい(しょうがい)を有するかたと生計(せいけい)を同じくしているかたが所有(しよゆう)し、もつぱら障がい(しょうがい)を有するかたのために使用(しよゆう)する軽自動車			
3、身体に障がい(しょうがい)を有するかたが所有(しよゆう)しており、身体に障がい(しょうがい)を有するかたのみで構成(こうせい)されている世帯(せたい)のかたを、常時(じょうじ)介護(かいご)するかたが使用(しよゆう)している軽自動車			
* 当該(とうがい)年度の納期限(のうきげん) (5月31日)までに申請(しんせい)してください。			
対象者			
○身体障がい者(しんたいしょうがいしゃ)本人(ほんにん)が運転(うんでん)する場合(ばあい) ○身体障がい者(しんたいしょうがいしゃ)と生計(せいけい)を一にするかた(また)又は常時介護者(じょうじかいごしゃ)が運転(うんでん)する場合(ばあい) ※上記(じょうじ)のいずれかに該当(がいとう)し、下記(かき)の要件(ようけん)に該当(がいとう)する手帳(てちょう)の交付(こうふ)を受けているかた			
身体障がい者手帳(しんたいしょうがいしゃてちょう)	視覚障がい(しかくしょうがい)	1級(きゅう)から4級(きゅう)まで	
	聴覚障がい(ちやうかくしょうがい)	2級(きゅう)又は3級(きゅう)	
	平衡機能障がい(へいこうきのうしょうがい)	3級(きゅう)又は5級(きゅう)	
	音声機能障がい(おんせいきのうしょうがい)	3級(きゅう) (咽頭摘出(いんとうてきしゅつ))	
	上肢障がい(じやうししょうがい)	1級(きゅう)から3級(きゅう)まで	
	下肢障がい(かししょうがい)	1級(きゅう)から6級(きゅう)まで	
	体幹障がい(たいかんしょうがい)	1級(きゅう)から3級(きゅう)まで又は5級(きゅう)	
	乳幼児期以前(にゅうようじきいぜん)の非進行性脳(ひしんこうせいのう)病変(びやうへん)による運動機能障がい(うんどうきのうしょうがい)	上肢機能(じやうしきのう)	1級(きゅう)から3級(きゅう)まで
		移動機能(いどうきのう)	1級(きゅう)から6級(きゅう)まで
	心臓・じん臓・呼吸器・小腸・ぼうこう(しんぞう・ぞうこききうきしょうちやう)うまたは直腸(ちよくちやう)の機能障がい(きのうしょうがい)		1級(きゅう)、3級(きゅう)又は4級(きゅう)
免疫機能障がい(めんえききのうしょうがい)・肝臓機能障がい(かんぞうきのうしょうがい)		1級(きゅう)から4級(きゅう)まで	
療育手帳(りやういくてちょう)		交付(こうふ)を受けているかた	
精神障害者保健福祉手帳(せいしんしょうがいしゃほけんふくしてちょう)		交付(こうふ)を受けているかた	
持参(じさん)	申請先(しんせいさき)		
<ul style="list-style-type: none"> 各種障がい者手帳(かくしゅうしょうがいしゃてちょう) 運転免許証(うんでんめんきょしょう) 車検証(しゃけんしょう) 軽自動車税種別割納税通知書(けいじどうしゃぜいしゆべつわりのうぜいつうちしよ) * 申請期限(しんせいきげん) (5月31日)を過ぎると減免(げんめん)されません	しぜいかかり市税係		